

令和4年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 10 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	神奈川県青少年保護育成条例 新旧対照表	1
2	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例 新旧対照表	1
3	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例 新旧対照表	1

1 神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第6条（略） （定義） 第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者_____をいう。</p> <p>(2)・(3)（略） (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び_____電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11)（略） 第8条～第55条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （定義） 第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者（<u>婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。</u>）をいう。</p> <p>(2)・(3)（略） (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び<u>ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録</u>（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11)（略） 第8条～第55条（略）</p>

2 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年神奈川県条例第59号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1（略） 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1（略） 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第5条第4項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

3 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年神奈川県条例第61号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1（略） 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設に係る人員及び設備に関する基準については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第5条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1（略） 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設に係る人員及び設備に関する基準については、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、第5条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>